

## 災害時の公衆衛生を地域の要である学校の視点から

岡山大学大学院環境学研究科・国際保健分野  
山本秀樹

今回のフォーラムに参加する機会をいただき、「学校危機管理」の問題が、学校という施設の問題でなく、「地域の問題」として各パネリストから示されていた点が非常に印象に残った。地域資源をいかに活用して連携させるかという課題はまさに、「学校安全」は「公衆衛生」の問題であるということを実感した。従来(少なくとも 10 年前までは)、学校は安全な場所として保護者・教職員・地域社会の人々から考えられていたように感じられていたが、急速にその信頼が脅かされている。さらに、地方においては過疎化や都心の人口流出に伴う統廃合で地域社会の核とも言うべき学校自体がなくなるということも生じており、地域社会の崩壊という危機さえ感じる。

一方、平成 16 年 10 月の新潟中越地震や相次ぐ台風の上陸で、災害に被災する人もこの数年急増している。そのような場合には学校の体育館や校舎が被災者の避難所となり、多くの人が避難所で過ごすことを強いられた。

本稿では、地域と学校の安全の視点から、筆者が経験した災害事例を紹介するとともに、今後の学校安全と地域災害対策の視点から提言を行いたい。

1995 年 1 月 17 日の地震発生当日より岡山に本部をおくAMDA(アジア医師連絡協議会)は救援活動を実施し、小生も翌日の 18 日に現地入りして救援医療活動を行い、避難所の環境衛生の調査や PTSD(心的外傷後ストレス障害)の調査チームの一員として被災者の面接を行った。現地では神戸市長田保健所に拠点をおき、避難場所である近隣の小中学校の巡回診療を行った。外部から救援活動に参加した場合、地元の保健所のスタッフ、教職員の方々の協力や地元の町内会などの自治会の協力なしで進めるることはできなかった。避難所である小中学校に往診に行く場合でも保健所のスタッフと同行して、学校を訪問したために、円滑にことが運んだ。

これらの救援活動を通して気づいたことは、避難所である学校ごとに状況が違うことであった。例をあげると、保健室を仮設診療所として使わせてくださいという申し出に、「どうぞお使い下さい。保健室にあるガーゼや包帯、消毒薬もお使い下さい。」と快諾してくださった学校もあれば、「担当者の許可がないので保健室の物品も提供できません」という学校もあり、目の前にせっかくの保健用品・医薬品がありながら、それが利用できずに悔しい思いもした。

避難所である体育館を訪問して、避難所のリーダーの方に「避難所に何人避難されていますか?」とこちらが訪ねた場合、「ハイ、〇〇人」ですと即座に回答が来る場合もあれば、だれがリーダーかもハッキリせずに、避難者同士が顔を見合わせて「さあ、何人ですかね?」と答える場面もあった。

このように、学校の対応がしっかりしていたところでは、円滑に救援活動が進んだ。また、住民組織がし

っかりしているところでは、「救護班が来た。」と住民が他の住民に伝えてくれ、お年寄の被災者に「医師に診てもらってはどうか。」と勧めてあげる人が近くにいて、診療活動も円滑に進んだ。一方、バラバラなどでは、救援物資がうまく配布されず、ゴミが高く積まれているところもあった。特に、目立ったのがトイレの掃除で、住民組織のしっかりしているところと、そうでないところで際だった差が現れていた。

阪神大震災時が発生した1995年から10年が経過して、災害時の対応に関する対策の推進や各種マニュアルの整備は著しい。しかし、これで十分と言うことはあり得ない。『危機管理』は事前に予測されるリスクを軽減し、事件・事故・災害が発生した場合に、ひとびとの「いのち」を守り、その被害を最小限にとどめることである。立派な災害対策計画を作ること以上に、関係者各自がいざというときに適切な判断ができることが肝要である。

学校でも、日頃から教職員・住民等の地域社会の人々の間で、本シンポジウムで述べられたように協力体制を作り、いざというときにはマニュアルに書いてあることはもちろん、マニュアルに書いてない想定外のことを含めて最善が尽くせるように、行動をとることができる体制が必要である。

学校危機管理の観点からすると、私は学校で地域を巻き込んだ防災訓練を行うこと、特に家族で学校に泊まってみることを提案したい。これは、防災訓練という名目に限らず地域での集団宿泊(キャンプ)活動でもかまわないと思う。いざというとき(災害時)、家族が避難することになる学校に1日でも泊まってみれば、保護者も「学校」とは子供を勉強に行かせるところという視点でなく、「いざというときに『ここ(学校)』に身を寄せて安全に暮らすことができるか?」という別な視点で、学校の安全を考え直すにもつながるであろう。

例えば、実際に体育館に泊まってみると「トイレに行くにも夜間暗くて転びそうである」とか、「外から不審者が入らないだろうか」とか、「学校に水や食糧の備蓄はあるのか」等、今まで見えてこなかったものも見えてくるはずである。

また、保護者、地域の人々の間で今まで話し合う機会が少なかったところ、一緒に生活することによりいろいろと話ができるであろう。このような機会を通じて、保護者や地域の人が、地域の防災と学校の安全という課題と共に取り組んでくれると期待される。

今、教育現場は今までになく多忙であると思うが、上記の「地域の安全を確保するための学校での防災活動」に関する提案を是非取り組んで頂けたらと思う。

#### <参考資料>

- ・飛び出せAMDA、菅波茂 編、厚生科学出版、1995年

## 第2回センターフォーラムに参加して

熊本大学 教育学部  
市 村 國 夫

今回の学校危機メンタルサポートセンターの第2回フォーラムは、その開催趣旨として社会保障体系からみた、特に健全育成の観点を中心に据えた多元的な学校危機管理システム構築の可能性とその課題の明確化に取り組んだ。

来賓祝辞の中で述べられた白井尼崎市長が、先のJR脱線事故に際して全従業員 230 人が工場操業を停止して被害者の救出にあたった企業、日本スピンドル製造の活動を紹介され、危機対策に日頃からの訓練の重要性を指摘された。また、基調講演での山本麻里・厚労省虐待防止対策室長からは児童の安全や健全な環境を守るという見地から児童虐待の実情や児童虐待から子どもを守るという社会システムづくりとして、少年非行と児童虐待との関連や抑制のための児童虐待防止法および児童福祉法の改正など施策の概要が紹介された。児童虐待の背景は多様であり対応が困難な実情もあろうが、被害者が死にいたる事例も少ない訳ではなく、虐待相談処理件数も急カープを描きながら増加しており改正、整備された法律が地域と学校との連携・協力を得ながら一刻も早く狙い通りの効力を発揮することが望まれます。

そして、このフォーラムにおいては藤田教授がコーディネイトしたシンポジウムがタイトルにも示されているように眼目となる訳です。学校危機とはいうものの地震や津波といった自然災害、給食による食中毒、通学途上での交通事故、暴漢の学校侵入殺傷、誘拐殺人等々、多様で深刻化している。'05年上半期だけでも殺人、13 人。強姦、27 人。強制猥褻、537 人の小学生被害があつたと報じられています。しかし、これらは表面化した事件数であり、悲しいことにその後ろには小さな事件が数多く隠れてしまっていると考えなければならないだろう。子どもたちの生活・活動の場は確かに危機にさらされている現実を否定できない状況がある。せめて学校だけでも子どもたちにとって安全、安心な場所でなければ学校教育の目標など云々出来ないのであるが、一方でその目標達成のためと言えども、学校を地域や外部から閉鎖することは出来ないのであります。

各々のシンポジストからの報告を聞けば保健室における活動、警察行政による犯罪被害防止対策、救命救急、保健所、社会福祉協議会による取り組みと地域からの子どもを守る活動には大きなエネルギーが注がれている様子がうかがえました。「連携・協力体制構築」とタイトルにも示されていますが、学校危機から守るために個々の活動・努力が充分に生かされ、それ以上に相乗的な効果をもたらすような組織的な運営をこれから課題として取り組んでゆくことが考えられる必要を感じました。

保健室の活動として警察・消防行政、医療機関、保健行政、福祉行政、地域と多方面の連携状況が報告されています。各々の機関とは特定の課題をもって訓練や研修を実施され所定の成果があったとされ

ています。他の機関の報告でも、特に学校との係わりに的を絞られて、その連携状況が報告されています。ここで考えたいのは「組織的な連携」ではないかと思っています。「ダイナミックなネットワーク作りが急務」との指摘もありますが、危機はまさに想像を超えた状況を作ります。個々の連携は、よく言われるタテ割り行政に似た対応になりはしないかと危惧されるのです。一つの事例として虐待という事態があつたとします。近隣の住民や社会福祉関係職、そして警察、学校がその情報を共有し一貫した共同の対応が出来ているとすれば、問題の深刻化に大きな抑止力を持つことが期待できるのではなかろうかと考えます。学校と関係機関の連携・協力は多様な形で実施されている現状は、必要に迫られた事態であるとすれば喜ばしいことではないのですが、社会状況を反映して大きく変化して来たといえます。しかし、そこでより一步進めた連携として関係機関全体が共同して対応できる体制こそが望まれるシステムとかネットワークと呼ばれるに相応しい状況と考えます。

危機への対応は事前、発生時、事後(直後、中・長期)と時間軸に応じた対策が種々、提案されています。平成16年に文科省が実施した調査では教職員の安全対応能力向上の取り組みに3/4程度の学校しか実施しなかったことが報告されています。危機対応の研修・訓練は予期できる最悪の事態を想定し、繰り返し実施されることが望ましいとされ、それが実際場面のパニック惹起を回避させることに繋がるとされています。前述した日本スピンドル製造の目覚しい救出活動は日常的な訓練の賜と言えるでしょう。そして学校危機管理についての訓練でも、現場での負担を軽減した卓上訓練が米国では進められているとの報告もあり訓練・研修の充実に資するものと期待される。

最後に、種々条件を整える必要はあるが危機対応の総合的なシステム化による情報の共有化と対応の一貫性、そして訓練は日常的な実施が、少なからず学校の安全度を守ることに繋がって行くものと考えた次第です。

# 単発の重傷救急傷病者に関する日頃からの対応について

…養護教諭の立場から

関西福祉科学大学

西 牧 真 里

単発の重傷救急傷病者に関する日頃からの対応における救急車の要請の判断について、シンポジストの藤井千穂先生は「学校現場で over triage を恐れることなく救急車を要請する体制が確立されているであろうか？」と問いかけておられた。この際に藤井先生は口頭で「救急車を呼んでから管理職に報告する体制をつくれ」といわれた。このことについて養護教諭の立場に立ったとき「現場はそのような体制ではない」ことから、ここで私見を述べたいと考える。

## 1. 学校現場の状況

ほとんどの学校では校内で発生する様々な事態に対応する医療機関や救急要請先などを設定している。しかし、救急車を呼ぶ際の判断基準、保健室での救急処置基準(特に養護教諭が不在の場合)や、要請をおこなう窓口については必ずしも明確な体制がつくられているとは言えない。

救急車を呼ぶ判断基準については藤井先生がいわれるよう「over triage を恐れることなく要請する」という姿勢は理解できる。「人の命はすべてに優先する」からである。しかし、要請を行う窓口、つまり「誰が救急車を呼ぶ判断をするのか」については難しい問題なのである。

## 2. 学校組織における判断と権限

学校組織としての判断は校長の権限である。この点が「家庭での事故」における保護者の立場との大きな違いである。

### 1) 事故発生の場所

例えば、事故が授業中の教室で発生した場合、体育の授業など教室以外の場所で発生した場合、校外学習の場で発生した場合、放課後のクラブ活動中に発生した場合など様々な場面があり、さらにはその現場に教員がいない状態で発生した場合などの場合があり、その際の対応や判断は異なる。藤井先生が示されている「事故発生時の対応(図1)」においても「『応急処置・救命手当』とともに『多くの(応援)教員をよぶ』としておられる。

### 2) 対応する教員の判断基準

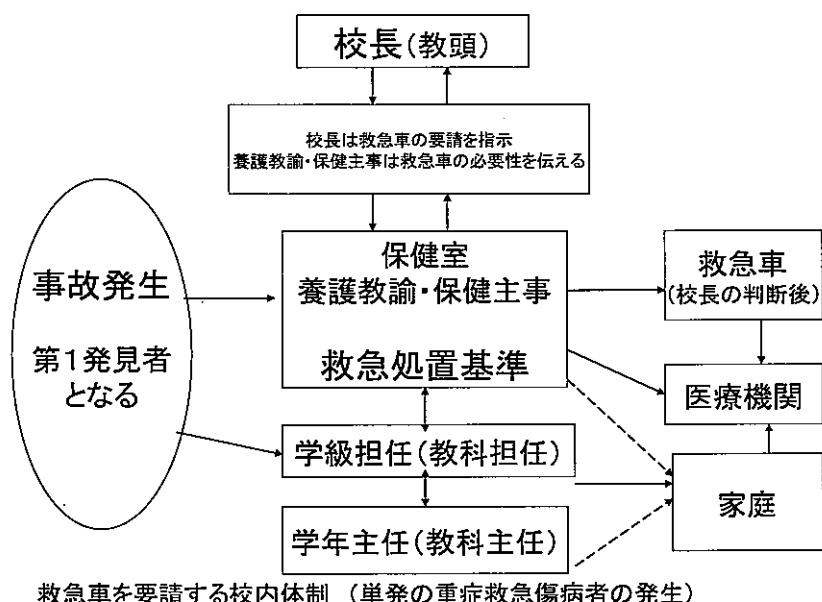
事故が発生した場合、対応経験の多い教員と少ない教員によって初期対応や判断の基準に違いが生じることが予想される。また、応急処置に対する知識量によって当然、判断基準は異なってくる。また、学校周辺の医療事情・地域の実情には違いがあり、それぞれの実情に応じた「事故発生時の対応」や

「救急処置基準」の作成が必要である。またこれらは校内に明示され、校内研修等の機会に周知徹底されシミュレーションされていなければならない。

### 3) 組織と体制

校内事故に直接対応する組織には保健部があり、養護教諭や保健主事はこの組織に属する。事故が発生した場合はこの組織と学年主任、学級担任、クラブ顧問など事故現場にいた教員や応援に集まる教員が協力し判断する必要があり、特別な場合をのぞいて単独の判断は避けるべきである。さらに学校には管理責任者として校長が、また校長を助ける者として教頭が置かれているから、管理職判断のない行動はすべきではない。誰が判断したのかが分からぬわからぬ行動はその後の措置を誤らせたり、混乱させることになりかねないからである。

もちろん、その際に専門職である養護教諭の判断は重要であり尊重されるべきである。



### 3. 管理職判断を伴わない措置のもつ問題点について

教員による措置や行動は、後になって管理責任を問われることになりかねない。事実、重大事故に対する措置について事後になって管理責任を問われる事例があとをたたない。誰が、どのような判断に基づいておこなった措置なのか、管理職判断のない教員の行う行為は認められるのか等々 である。

管理職は「自らの判断ではない措置」に対してもその責任を問われるのである。

また、教員は「管理職判断を伴わない措置」に対して、事後に発生するこのような問題や混乱をおそれて尻込みする場合が多い。学校現場にはこういった状況を無視できない現実が存在するのである。

### 4. 救急車の出動要請に関する対応策

では、緊急時における適切な対応策とはどのようなものであればよいか。一刻をあらそな事態の際、会議を開いている余裕などはあるはずがない。

#### 1) 重大事故における体制づくりと訓練—養護教諭の果たす役割

校内における事故は年間を通じるとかなりの件数になるものである。この事例を活用した校内の体制づくりや救急処置に関する研修を行うことが大切である。どのような事故か、どのような応急処置が必要か、

保護者や校医への連絡と救急車の必要性の是非、教員の役割分担はいかにするか等々、たとえ軽微な事故であっても養護教諭や保健主事を中心に複数の教員よって事故状況を迅速に把握し措置する「対応策」と「救急措置基準」を周知することが必要である。

また、重大事故においては緊急の措置の後、管理職に簡潔かつ充分な報告をおこなって指示を受ける。その際「救急車を要請することが良いと考えます」など、養護教諭の立場で救急車要請の是非を含む考えをのべることによって、最終判断が迅速に行われるようになることが大切である。そのためには、救急車を呼んだ事例について、事後に保健部内・校内研修・部活顧問会議などにおいて事例検討会をおこない共通理解しておくことが大切である。その際に管理職が加わるのは当然のことである。この努力がより有効な体制構築につながる。

## 2) 事故発生時の対応

教員が、「管理職から判断をもとめられる」ことを予測して短時間に正確かつ簡潔な報告をする訓練を積み重ねることによって、現実の事故発生の場合にも報告と同時に望ましい管理職判断が生まれることになる。このようにすれば「救急車を呼んでから管理職に事故の報告をする」という問題点を回避することができる。またこのような実践の積み重ねによって管理職と教員の間に信頼関係が構築され、重大事故が発生した場合にも正しい判断やすばやい措置ができるようになっていく。こうした実践の積み重ねによってはじめて「学校現場で over triage を恐れることなく救急車を要請する体制」が確立するものと考える。

## 3) 管理職不在の場合の措置

日常、校長・教頭は事故発生を直ちに把握できる場にいるものである。少なくとも教頭は原則として学校をはなれることはなく、當時事故を把握できる立場にある。管理職不在の学校や管理職への緊急連絡ができない学校などはあってはならないのである。通信手段や情報機器などが高度に発達した現在においては「緊急措置後の管理職報告」は極力さるべきであり、決して安易に行ってはいけないと考える。それでもなお管理職不在の事故発生はありうる。このような場合にこそ日頃の連携と実践によって築きあげた「校内体制」が有効かつ間違いない措置に結びつくのである。

## まとめ

校長は、「重大事故に対応できる校内体制」をつくりこれを学校全体に周知しておくことは当然であるが、これと同等に教員に対して「救急措置の対応・報告・判断基準」等について研修の機会を設け周知させておくことが大切である。この際、養護教諭は学校における危機管理について専門的な立場からリーダーシップをとり、万一の重大事故に対応できる体制を育てておかなければならない。このため養護教諭は、日頃から管理職との信頼関係をつくり「救急車を呼んでから管理職に報告する体制づくり」よりも前に成すべきことが数多くあると考える。

# 学校危機における子どものメンタルヘルスの保全

国立保健医療科学院 疫学部

松 田 智 大

## 緒言

学校危機メンタルサポートセンターフォーラムは、学校危機の現状を詳述するとともにその予防戦略を考えるものである。第2回は、前回と引き続き、シンポジストとして、保健、警察、福祉、教育、行政などの分野から一線で活躍する専門家が参加し、困難であると同時に早急に解決しなければならない課題を討論する機会となった。1995年の阪神大震災を経て、2001年の池田小学校事件以降、急性ストレス反応(Acute stress reaction)や精神的外傷後遺症(Post Traumatic stress disorder, PTSD)の存在が注目され、子どものメンタルヘルス、心の健康が重視されている。今回のシンポジストの発表をもとに、学校危機においていかに子どものメンタルヘルスを保全するか、を主題に発言したい。

## 子どものメンタルヘルスと社会環境

大阪府警察本部の平井公雄室長の話に基づけば、ここ数年(H.15-17)の統計上の数字では、子どもを対象とした犯罪は全体として減少しているようにもうかがえる。しかしながら、絶対数としては依然としてかなりの認知件数が発生していることがわかった。こうした犯罪の被害者はもとより、犯罪として認知されるような直接的な危害を受けていなくても、多感な子どものメンタルヘルスは、周囲の環境に大いに影響を受け、様々な危険に対して不安やストレスを感じているであろうことは容易に想像がつく。

子どものメンタルヘルスプロブレムは、精神病性のもの以外に、個人のパーソナリティや、生活環境がその発症を促していると考えられる、非精神病性精神障害が存在する[1]。強迫神経症(Obsession-compulsive disorder)は、青少年期の心理的影響によるところが多いとされ、恐怖症性不安障害(Phobic anxiety disorder)なども、児童、青年期の、成長に伴う新しい生活環境への適応のストレスや社会恐怖が一要因であるとされている。また、時に非行(Delinquency)として総称されるような、行為障害(Conduct disorder)も、罹患の主要因として個人的心理要因、家族病理、社会的環境、社会文化が考えられ、とりわけ家庭や学校での懲罰的、高圧的、一貫性のない対応、それに起因する両親、教育者との希薄な関係が指摘される。その他にも、思春期危機(Adolescence Crisis)、スクーデントアパシー、不登校、社会的ひきこもりなどと呼ばれる適応障害も挙げることができる。

また一般的に、子どもは感情的ストレスの影響を受けやすく、逆に身体の不調が精神の不調にもつながることから、身体的疾患とメンタルヘルスの関連も無視できない。平成12年に行なわれた全国一斉病院調査の結果では(主任研究官:奥野晃正)、12,719名の対象児童のうち、5.8%に「心の問題」があると

診断され、診断されたものにおいて、「だるい、疲れやすい」、「頭痛」、「吐き気」、「腹痛」の具体的症状が有意に多く見られたとされている。この結果は、昨今の全身倦怠感、頭痛、腹痛といった、いわば不定愁訴を持つ児童の数の増加の報告と一致する。このように、子どものメンタルヘルスの保全は、学校危機対策の非常に重要なテーマのひとつである。

### 子どものメンタルヘルスを評価する必要性

子どもがいかに日常的に不安を覚え、ストレスを感じているのかを把握するのは難しい。一つには、最近全国各地の学校で導入が検討されているスクールカウンセラーの活用が考えられる。シンポジストであった秋田市立泉中学校養護教諭の小笠典子先生も、スクールカウンセラーと養護教諭が連携し、ストレスマネジメント教育に取り組んで行くことが重要であるとしている。それと同時に、子どものメンタルヘルスに関してのスクリーニング、またどのような場面で子どもたちがストレスや不安を感じているのかの調査を実施する必要があるのではなかろうか。

子どものストレスやメンタルヘルスの評価は、QOL や満足感、抑うつの測定などといった形態で 90 年代より実施されてきたが、依然として臨床試験での利用や小規模の施設ベースでの研究が多い。その中でいくつか、スクリーニングと呼べるような、人口ベースの調査も存在する。小児期から思春期の精神保健に力を入れているオーストラリアでは、10-18 歳を対象として調査が行われた[2]。このような標準値があることで、問題を抱える子どもたちを見つけ出すことができる。英国においても、GCQ という評価尺度を用いて 720 人の子どもを対象に、標準値の算出が行われた[3]。北欧 5 カ国共同で、15,000 人の子ども(2-17 歳)を対象に主観的な健康に関する調査が行われたのを皮切りに[4]、欧州では、KIDSCREEN や、DISABKID という名前の国際的なスクリーニングプログラムも実施されている[5]。

日本でも中村が試みたように[6]、今後、学校、家庭、保健医療施設において子ども自身がストレスや不安をどのように感じているかの評価を健康診断の項目として挿入したり、スクリーニングとして活用したりすることが期待される。世界的に広く利用されている評価尺度の日本語版が少ないことが問題であり、主要尺度の積極的な翻訳と検証、異文化適応の作業が必要であろう。また、「学校危機」を直接的に評価するのに即した、独自の尺度の開発も必要かもしれない。

### 多分野協力の必要性

昨今では、小児期、思春期においてメンタルヘルスプロブレムの顕在化を背景として低年齢少年の犯罪、不登校、学級崩壊など、子どもの生活に関わる危惧される現象が注目されている。その原因の一つに少子化や家族構成の変化、親の育児能力の低下、食生活の変化、ビデオゲームやコンピュータ携帯電話、などのメディアの発達といった急激な環境の変化があげられている。また、子どもは両親との関係が強く、対人関係の中でも両親との関係が占める比重は高い。子どもの生活が両親の生活様式に受ける

影響は大きく、心身の障害が家庭環境に起因しているという報告もある[7]。

のことからも、子どものメンタルヘルスの保全は、健康関連の事象とはいえども単に養護教諭や保健所などの保健医療の側からのアプローチで解決できる問題にとどまらず、多面的な色彩が濃いために、学際的な協力を必要とするテーマである。これは、今回のフォーラムにおいて小笹典子先生が、養護教諭は、警察・消防との連携、医療機関との連携、保健行政、福祉行政、そして地域との連携が不可欠であるとしていたことにも通ずる。

### まとめ

子どものメンタルヘルスプロブレムの問題は、教育、行政、医療の場面において、相互のきめ細やかな協力体制を整え、問題の本質が正しく理解された上で推進されなければならない。小笹先生の言葉を借りれば「事前の危機管理(リスク・マネジメント)」に全力を尽くすのが、公衆衛生の観点からも最良の方法である。具体的には、子どもがどのような場面に不安やストレスを感じているかを調査し、そのような要因を排除するとともに、不安やストレスがメンタルヘルスプロブレムに至らぬように、定期的に観察するのが対策となるだろう。メンタルヘルスの評価が、臨床研究以外にも、顕在化しない障害発見のためのスクリーニング、健診目的での活用、人口サブグループの比較や、例えば被虐待児の在宅と施設でのケアの比較など保健福祉政策策定のエビデンス[8]、として利用され、直面する学校危機を乗り切るために一助となることを期待したい。

### 引用文献

1. 山下格, 精神医学ハンドブック—医学・保健・福祉の基礎知識 1997, 東京:日本評論社.
2. Meulenens, L. B. , A. H. Lee, and C. W. Binns, Assessing quality of life for adolescents in western Australia. Asia Pac J Public Health, 2001. 13(1): p.40-44.
3. Collier, J. , D. MacKinlay, and D. Phillips, Normal values for the Generic Children's Quality of Life Measure (GCQ) from a large school-based sample. Qual Life Res, 2000.9(6):p.617-623.
4. Berntsson, L. T. and L. Kohler, Quality of life among children aged 2–17 years in the five Nordic countries. Comparison between 1984 and 1996. Eur J Public Health, 2001. 11(4): p.437–445.
5. Bullinger, M., et al., Pilot testing of the ‘Haemo-QoL’ quality of life questionnaire for haemophiliac children in six European countries. Haemophilia, 2002. 8 Suppl 2:p.47-54.
6. 中村伸枝,et al., 高校生の生活の満足度(QOL)質問紙の検討 小中学生の生活の満足度との比較,in 小児保健研究(0037-4113). 2004. P.214-220.
7. Walker, R. E., K. Gauvreau, and K. J. Jenkins, Health-related quality of life in children attending a cardiology clinic. Pediatr Cardiol, 2004. 25(1): p.40-48.

8. Davidson-Arad, B., D. Englechin-Segal, and Y. Wozner, Short-term follow-up of children at risk: comparison of the quality of life of children removed from home and children remaining at home. *Child Abuse Negl*, 2003. 27(7): p.733-750.

# 地域住民や子供も巻き込んだ地域社会作りに向けて

筑波大学大学院人間総合科学研究科

竹原 健二

## はじめに

今回のフォーラムにおける発表の多くは地域や社会全体で子供たちを守っていくために、「連携」をしていくことが重要であり、そのための取り組みを考えるために、現状・実態の報告や今後の展望に関する報告がおこなわれていた。フォーラム全体を通じてのキーワードであった「連携」について、様々な機関や人々が連携をして、子供が安心して生活ができる環境を整備することは、わが国が積極的に取り組むべき重要な事柄の一つであると考えられる。

## 少子化と子供の生育環境

子どものために安全な地域社会を作ることは、今の子どもを守ることにつながるだけでなく、わが国の未来に対しても重要な意味を持つことだと考えられる。2002年に実施された夫婦を対象とした調査<sup>1)</sup>では、25～34歳の夫婦の約30%が、子供を産むことを控えている理由の一つとして、「子供がのびのび育つ社会環境ではないから」ということを挙げており、「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」といった経済的な問題に次いで2番目に高い割合を占める理由となっている。このことは学校をはじめとして、子供の生育環境やその安全が確保されていないことや、子どもを安心して育てられないということに対して、多くの大人が危機感を持っているということを表していると言えよう。この危機感がわが国の出生率の低下、そして急速に進行している少子化にも少なからず影響を与えているとも考えられる。

## 子供の視点に立った取り組みの必要性

厚生労働省の山本麻里先生の基調講演の中で、次世代育成支援対策の問題点と今後の課題について触れられていたが、わが国の少子化対策が指し示す“子どもを育てやすい社会環境の整備”とは保育所の拡充や育児休暇の取得といった、親が育児をしやすくなるように社会環境を改善することのみが前面に押し出されている。それゆえに、子どもが安全に育つことができるような社会作り、安心して遊べるような場所の確保といった、子どもの危機管理に直接関わると思われる事柄に関する対応が遅れているのではないかと感じられた。大人の視点から見て、安全だと思えるような地域社会と、子ども自身が安心して思い切り遊んだり、学んだりできると感じる地域社会は必ずしも一致するとは限らない。すべての対策や取り組みが子供の視点に基づいたものになるように心がけつつ、子どものための安全な社会環境を整備していくことが必要であると言えよう。

## 学校と地域の連携

現在、わが国では文部科学省が地域子ども教室推進事業と題して、心身の豊かな成長のために、子どもたちが地域住民との交流を図ることを支援している。その一方で、学校は子どもたちの安全性を確保するために登下校時以外は校門に施錠をしたり、校内への受付を設置して来校者をチェックしたりするなどして、不審者の校内への立ち入りを未然に防いでおり、地域と学校の敷地の間に境界線を引くような対策を探らざるを得ない矛盾が生じている。「安全性の確保」と「地域との交流」という2つのことを両立させることは現代社会においては非常に難しくなってきている。子どもたちが暮らす地域の安全性を向上し、子どもを産み育てやすい地域社会を作るためには、学校関係者のみの問題として捉えるのではなく、地域に関わる人々や関係機関の協力が必要であると言えるであろう。こういった観点からも今回のフォーラムを通じて、様々な機関との連携のあり方やその必要性についての報告を聞き、参加された方々の間で現在の学校や子どもを取り巻く社会環境の問題点や今後の取り組むべき課題について意見交換および共有ができたことは有益であった。

## 専門機関と住民の連携

今回のフォーラムのシンポジストは行政関係者や、学校関係者、地域の福祉団体の方、保健・医療関係者、警察官といった異なる立場の方々であり、それぞれの立場に基づいた視点からの有意義な報告がされていた。しかし、今後は地域社会の安全性に対する認識を共有するために、子どもを守るために専門職としての視点に加えて、非専門職の大人や実際に小さな子どもを育てている夫婦の親としての視点も重要になってくるのではないかと考えられる。地域の安全を確保していくためには、行政の主導で活動を実施していくことも考えられるが、地域のすべての人々が子どもたちを見守るような姿勢を持ち、地域全体で子育てをしていくような環境を作ることが子どもに対する理想的な地域社会のあり方だとは言えないだろうか。

## 結語

学校危機メンタルサポートセンターが目的としている「学校危機と安全に関する予防および支援」は学校や子どもや教職員などの学校関係者を守るだけにとどまらず、わが国の社会に対しても多大なる貢献をするものである。学校危機メンタルサポートセンターの今後の一層の活躍と発展を期待するとともに、今回のフォーラムで得られた知見などを元にして、微力ながら活動に協力していきたいと考えている。

## 文献

- 1) 国立社会保障・人口問題研究所. 第12回出生動向基本調査～わが国夫婦の結婚過程と出生力～, 59-60, 2003

# スクールカウンセラーとしての日常を振り返り思うこと

東京都世田谷区 スクールカウンセラー  
ト 部 明

日常、心理職(カウンセラー)として学校に勤務している立場から、学校危機および連携について思うところを記したい。

## ◆学校危機

「学校危機」という言葉の意味は広く、学校の危機もあれば、学校における危機もある。学校全体が危機状況になることから、危機状態にある特定の子どもへの学校対応まで、広範囲にわたる。また、学校全体の危機といつても、出来事の性質によって、対応の困難さには違いがある。例えば、説明責任が問われるか否かによる違いはかなり大きい。

心理職である私にとって、危機対応という言葉は、トラウマティックイベントのあと的心理的対応を意味するものといえる。しかし、「学校危機」を生じさせる出来事やその状況は多様であって、対応にあたる際には、トラウマケアの知識以外にも様々な知識が必要である。自分の専門以外についてもできるだけ学んでおく必要があると思われる。

## ◆連携

連携の大切さは承知していても、うまくいくとは限らない。スクールカウンセラーの立場でいえば、連携の対象者は学校の内外に存在する。教職員との連携は当たり前のようだが、必ずしも容易ではない。同じ状況にあって、同じ子どもを見ていっても、立場が違えば、視点が異なり、考えることも同じではない。その違いを十分に活かすよう互いの努力が必要である。うまく連携できるために、互いの信頼関係や相手を尊重する姿勢とともに、自分には何ができる、相手には何が期待できるのかを具体的に理解していることが大切である。実際、日常の勤務を振り返って考えると、児童相談所や教育相談所、病院などと連携して学校が対応にあたる機会は、以前と比較してずいぶん増えていると感じている。

## ◆学校の課題～家庭内の暴力に関連して～

子どもたちが毎日通う学校では、虐待やDVなど家庭内の暴力がある場合に、そのことに気付く可能性は高い。しかし、その後の対応については難しさがあることも事実である。

たとえば、子どもがあざをつくって登校したとする。子ども自身は語らなくとも、色々な情報を考慮し、家庭内での暴力が疑われる場合、学校として何をすべきか、何ができるのか。

児童相談所や自治体が設けた相談窓口に連絡を入れることが必要かもしれない。学校では連絡するべ

きかどうかについて、検討されるであろう。だが、それらの相談機関に連絡を入れることは学校としてできることの全てではない。また、「もうしばらく様子をみよう」という判断が下されることもある。その場合でも、単に子どもの様子を見ていればよいわけではないはずだが、そうなってしまうこともある。それは学校が多忙であるからというだけでなく、何ができるのかという疑問に対する明確な解答をもっていないためかもしれない。

もちろん、学校生活において、その子どもが問題行動を示せば、その行動に対する指導対応がなされる。しかし、家庭内の暴力に起因するとみられる行動は、たとえば、落ち着きのなさや衝動的で暴力的な言動などはしばしばみられる行動だが、なかなか改善されず、指導にあたる教員も難しさを感じるものである。具体的な指導対応として、通常のやり方で良いのかという疑問をいただくこともある。言葉を換えれば、何かもうひと工夫できないものかと思うのである。子どもの抱えている困難がわかるほど、指導する側も苦慮する。これは心理職として私自身が直面する課題である。

虐待やDVなどは、トラウマの問題でもある。トラウマ治療に関しては、研究の蓄積がなされ、治療の有効性に関する実証的なデータも出されている。しかし、学校という日常生活場面において、様々な問題行動をあらわすそれらの子どもに、また保護者に対して、どのように対応したらよいかという点については今後の課題ではないかと思われる。

小学校にカウンセラーとして勤務していると、子育てがうまくいかず、イライラしてきつい言葉を子どもに言ってしまったり、子どもに手をあげてしまったといって相談に来る保護者に出会う。子どもが保護者の期待に応え切れなかったり、保護者の子どもへの接し方に柔軟性がなかったり、それぞれに事情は異なるが、深刻な悩みになっている。もちろん、自らの意思で相談に来られる方は、モチベーションも高く、状況の改善は比較的容易である。

調査結果として発表される数字の何倍、何十倍もの数で、援助を必要とする子どもや保護者がいるはずである。家庭内の暴力が子どもたちに与える影響は長期にわたるものであり、より早い段階で適切な援助が行われることが大事である。それは、虐待による死亡事例の子どもの年齢をみても明らかである。

学校は全ての子どもや保護者とつながりをもっており、期待される役割は小さくない。他の相談機関とは異なる、学校独自の大変な役割があるはずである。今回のフォーラムに参加し、自らの課題を再認識した次第である。

## 学校危機に対する学校とコミュニティーの連携について

武藏野大学心理臨床センター

吉田博美

2005 年に犯罪被害者等基本法が施行され、犯罪被害者に対する支援の必要性が認識されつつある。子どもが被害に巻き込まれるケースもまれではなく、池田小学校の事件は学校現場で殺人が起ったということで大きな衝撃を与えたことも記憶に新しいことであろう。学校とコミュニティーの連携は子どもを守る上で重要不可欠である。しかし子どもを完全に犯罪から守ることは現実的には難しい。

最近では学校の危機管理の必要性が求められており、授業中は門を施錠し、外部からの侵入を防ぐための努力が各学校で行われている。学校を安全な場所として維持し、教師が危機管理の意識を持つことはとても大切なことであるが、外部からの侵入を厳重にするということは学内がよりクローズドな空間になるという短所も同時に存在する。

子ども達が学校生活を送る上で命に関わる危険は、外部からの不審者の侵入のみではなく、同級生からのいじめ、教師からの暴力、登下校時の性的被害、誘拐、交通事故など多種多様である。マスコミに報道される大きな事件・事故もあれば、日常生活の中で起こる被害もある。子どもが被害にあった場合の対応は常に学校全体で考え、被害が起った場合は支援を与えることができるよう体制を整えておく必要がある。今回のフォーラムのメインテーマである「学校危機の諸相とその予防戦略を考える」というテーマは全国共同利用施設である学校危機メンタルサポートセンターにとても重要なテーマであったと思う。

学校危機に対する学校と地域の連携というと、警察、消防署、医療機関、保健所、児童相談所、教育委員会、地域住民などが挙げられるが、この中で犯罪の予防という点において圧倒的に権力を持っているのは警察であろう。警察官がパトロールをしているだけでも、スピード出して車を運転しているものはスピードを落とし、携帯電話を使用しながら運転しているものは通話を止めるなどして、多少は交通事故の防止につながり、犯罪の抑止になる。

大阪府下における 13 歳未満を対象にした犯罪で圧倒的に多いのは「強制わいせつ」であると報告されている。これは警察が認知している犯罪の数値でも強制わいせつが多いということである。性暴力被害は暴力の性質上警察に届けないことも多いこと、また強制わいせつの中には含まれないような性暴力被害も含めると児童が性的被害にあっていることは決して少なくない。強制わいせつの被害にあう時間帯でもっとも多いのは 15 時から 18 時の下校時刻である。著者の数少ない臨床経験においても、児童期に性的被害を受けたことのある被害者はほとんど「下校途中」もしくは「帰宅途中」の被害であることが多いので警察官が登下校中のパトロールを強化することは子どもを犯罪から守る上ではとても重要である。警察官には今後も継続して市民の安全を守ってもらいたい。

さらに、子ども達が日常よく使用する通学路でこのような犯罪が行われることを考えると、警察の力だけ

では限界があり地域住民の協力は欠かせない。テレビで報道される犯罪被害は「自分とは関係ないこと」「被害を受けた人は運が悪かっただけ」ではなく、誰にでも被害者になる可能性があり、決して他人事ではすまされない。そのことに少し目を向けて、自主的な防犯の意識を持つことが求められており、地域でも取り組みが行われていることは望ましい活動である。

しかしながら、それでも学校で犯罪が起こる可能性はある。学校危機が起きた場合の対策については各学校でそれぞれの対策が検討されているが、学校で犯罪などの危機が起きた場合というのは子どもだけでなく教師自身も被害者となる。学校という集団の中で被害があった場合に、被害者となる可能性の高い教師がケアする側にまわるのは現実的には難しい。そのような大きな事件・事故や災害が起きたときに、最近では、Crisis Response Team(以下 CRT)が現場に赴いて、学校や保健所の心のケアを支援する活動がある。CRT チームは校長または教育委員会からの要請を受け、主な支援として1)教職員のサポート、2)ケアプランについての助言、3)ショックの大きな教職員、子ども、保護者への応急対応、4)被害者と家族への心理教育、5)その他(メディア対応など)の支援を行う。CRT は全国に配置されているわけではないが、今後地域資源の一つとして重要な役割を担うであろう。

このように現代社会の流れとして、子どもはコミュニティーの中で守るという動きがあり、行政の活動としても徐々に取り入れている。学校とコミュニティーが連携することは学校自体が外部に助けを求めて成立するものである。何か事件があったときに、衝撃が大きければ大きいほど人は余裕がなくなり、通常ならできることも容易にできなくなる。内部での関係を保つのも難しくなることもある。その上、連携が慣れていない学校であれば事件が起きてから外部と連携するというのは実際に行おうと思っても現実的には難しい。危機状態で慣れていないことが突然できるようになるわけがない。適切に支援を行うために、教師や専門家である我々は「何を求められており、何が必要で、何ができるのか」ということを常日頃考えておく必要がある。